

大学院修学休業に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条から第28条まで並びに教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第6条及び第7条の規定に基づく大学院修学休業（以下「大学院修学休業」という。）の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(対象となる職員)

第2 大学院修学休業を行うことができる職員は、新潟市教育委員会（以下「委員会」という。）を任命権者とする公立学校に勤務する教諭、養護教諭又は講師（任用の期限を付さずに常時勤務する者として採用された者に限る。以下「教諭等」という。）であつて、次の各号のいずれにも該当する者のうち、委員会の許可を受けた者とする。

- (1) 自己の所有する免許状と関連のある専修免許状の取得を目的としていること。
- (2) 専修免許状の取得の前提となる1種免許状又は特別免許状を有していること。
- (3) 有している1種免許状又は特別免許状に係る在職年数が3年以上であること。
- (4) 当市に3年以上勤務していること。
- (5) 許可を受けようとする大学院修学休業の期間の満了日（以下「休業期間満了日」という。）から起算して1年以内に定年退職が到来する者、勤務延長職員、定年退職後の再任用職員でないこと。
- (6) 指導改善研修を命ぜられている者でないこと。

(対象となる大学院等)

第3 大学院修学休業により教諭等が在学できるのは、在学しようとする教諭等の有する免許状と関連のある専修免許状が取得可能なカリキュラムを有する大学（短期大学を除く。）の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程（以下「大学院の課程等」という。）とする。

(休業期間)

第4 3年を超えない範囲内で年を単位として委員会から許可された期間とする。

(申請)

第5 大学院修学休業の許可を受けようとする教諭等（以下「申請者」という。）は、委員会あてに大学院修学休業許可申請書（以下「申請書」という。）（別記様式1）を提出しなければならない。

- 2 申請書は、休業しようとする年度の前年度において、別に委員会が定める期日までに校長に提出しなければならない。
- 3 校長は、申請書の提出を受けたときは、大学院修学休業許可申請に関する意見書（別記様式2）を添えて、委員会に提出するものとする。

(事前登録及び事前登録通知)

- 第6 委員会は、第5の規定により申請書が提出されたときは、申請者の専修免許状の取得計画、修学意欲、所属学校の事情等を総合的に審査し、大学院修学休業を行うために大学院の課程等を受験することが適当であると認める者を大学院修学休業候補として登録するものとする。なお、必要と認める場合は、申請者に対する面接等を行うものとする。
- 2 委員会は前項の審査の結果を、大学院修学休業候補者登録通知書(別記様式4)又は大学院修学休業不許可通知書(別記様式5)により申請者に通知するものとする。
 - 3 前項の通知は、校長を経由して、当該申請者に行うものとする。
 - 4 第1項の登録は、大学院修学休業の許可又は内定を意味するものではなく、大学院修学休業候補者として、大学院の課程等への入学試験を受験することを認めるものであり、その有効期間は申請書の提出された年度内に限るものとする。

(受験及び受験結果の報告)

- 第7 大学院修学休業候補として登録された教諭等(以下「登録者」という。)は大学院の課程等の受験結果を、受験結果報告書(別記様式6)により委員会に報告しなければならない。
- 2 前項の報告は、校長を経由して、委員会に行うものとする。
 - 3 登録者の大学院の課程等への受験にかかる服務上の取扱いは、年次有給休暇によるものとする。

(休業許可の内定)

- 第8 委員会は、登録者で大学院の課程に合格したものについて、改めて要件等について確認し、適当と認める場合には、大学院修学休業許可内定通知書(別記様式7)により、休業許可の内定を通知するものとする。
- 2 前項の手続は第6第3項を準用するものとする。

(休業の許可)

- 第9 大学院修学休業の許可及び職務復帰は、それぞれ辞令を交付して行うものとし、発令事項は履歴書に記載するものとする。

(休業許可の失効及び取消)

- 第10 大学院修学休業の許可は、大学院修学休業を許可された教諭等(以下「休業許可者」という。)が修学期間中に休職又は停職の処分を受けた場合は、当該大学院修学休業の許可を取り消すものとする。
- 2 委員会は、次の各号のいずれかの事由に該当すると認められる場合は、当該大学院修学休業の許可を取り消すものとする。
 - (1) 休業許可者が休業期間中に休業の許可にかかる大学院の課程等を退学した場合
 - (2) 当該大学院の課程等を正当な理由なく休学し、又はその授業を頻繁に欠席している場合で、専修免許状を取得するのに必要な単位を休業の期間内に修得することが困難となった場合
 - (3) その他委員会が許可の取消しを必要と認めた場合
 - 3 第2項の取消事由が生じた場合には、休業許可者は職務復帰の発令に基づき、委員会の定める時期に職務に復帰しなければならない。

(再度の許可)

第11 委員会は、休業期間中に専修免許状を取得できないことが明らかになった場合等において、
適当と認める場合は、再度の許可申請に基づいて、改めて休業を許可することができる。

(休業の効果)

第12 休業期間中は、職員としての身分を保有するが、職務には従事しないものとする。

2 休業期間中は、給与を支給しないものとする。

(休業中の報告義務)

第13 休業許可者は、修学状況報告書(別記様式8)により、毎年度、9月30日、3月31日
に、自己の修学状況について委員会に報告するものとする。

2 大学院修学休業の取消事由が生じた場合は、遅滞なく、在学状況変更届(別記様式9)を委員会
に提出しなければならない。

3 休業許可者が休業期間中に専修免許状を取得した場合は、専修免許状取得届(別記様式10)
を委員会へ提出するものとする。

4 前3項の手続は第7第2項を準用するものとする。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、大学院修学休業の実施に必要な事項は、教育長が別に定め
る。

附 則

1 この要綱は、平成19年7月2日から施行する。

2 この要綱は、平成26年5月15日から施行する。